

札幌市オープンデータ推進方針

平成29年11月10日
市長決裁

近年、情報通信技術が社会インフラとして必要不可欠なものとなり、多種多様な情報が流通するようになったことで、これらの情報を連携させて新しい価値を生み出すことが期待されている。

このような時代においては、行政の保有する情報も、単に業務の用に供するものではなく、情報社会において広く共有されるべき重要な資産として新たな価値を見出されることになる。

本方針は、こうした時代背景を踏まえ、札幌市が保有する情報をより容易に入手し、自由にコンピュータへの読み込みを通じた利用ができるようにすることで、市民生活の向上や経済の活性化等に寄与するための基本的な考え方を示すものである。

第1章 基本的な考え方

1. 定義

(1) オープンデータ

機械判読に適したデータ形式であり、かつ二次利用が可能なルールで公開されているデータ。

(2) 機械判読

コンピュータがデータの構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などができること。

2. オープンデータを推進する意義

(1) 生活の向上

市民や民間団体と行政データを共有するとともに協働して地域課題の解決に取り組むことで、より良質かつ幅広いサービスを創出し、市民生活の利便性、安全性などの向上を図る。

(2) 経済の活性化

事業者等がより多様なデータの分析やデータの横断的利用を行うことが可能となり、新たなサービスやビジネスの創出が期待できる。

(3) 行政の信頼性・透明性の向上

本市の施策に関わる情報をオープンデータとして公開することで、市民自ら施策の妥当性を評価又は理解することが容易になり、行政への関心を深めることに寄与する。

3. 推進のための基本原則

- (1) 自主的かつ積極的に公的データを公開する。
- (2) 可能な限り、機械判読に適した二次利用の容易な形式で公開する。
- (3) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。
- (4) 取組可能なデータから速やかに着手する。
- (5) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進める。

4. 推進体制

- (1) 本方針は、全庁的な体制によって推進する。
- (2) 本方針の推進にあたっては、専門的な知見や先進的事例の情報、民間ニーズ等を適宜取り入れる。
- (3) 職員に向け、公開データ作成等に関するガイドライン等の作成や、庁内研修・講演などを行い、全庁的な調整・普及を図る。

第2章 取組の方向性

1. オープンデータの公開基盤

- (1) オープンデータカタログサイト上でのデータ公開を基本とする。
- (2) オープンデータカタログサイトは、庁内での議論、市民の意見などを踏まえ、適宜整備・改修を進める。

2. オープンデータ化の対象となる情報

- (1) 本市が保有するデータのうち、札幌市公式ホームページ上で公開されているものは、原則全てオープンデータ化の対象とする。
- (2) (1)のうち、市民やデータ利用者のニーズの高いものについては、特に優先してオープンデータ化に着手する。
- (3) 札幌市情報公開条例に定める非公開情報（個人情報等）、その他具体的かつ合理的理由により二次利用が認められないものは、オープンデータ化の対象から除外する。
- (4) 札幌市公式ホームページ上で公開されていないデータのうち、市民やデータ利

ユーザーのニーズの高いものについては、その必要性や公開の可否を十分に検討し、可能なものから公開する。

3. オープンデータ化のルール

(1) 機械判読に適したデータによる公開

- ① 機械的処理に適したデータ構造（表の形式等）とするよう努める。
- ② 可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV等）、より高度な利用が可能なデータ形式（RDF等）での公開へと順次拡大する。
特に市民やデータ利用者のニーズの高いものについては優先して着手する。
- ③ 今後新たに公開するデータは、可能な限り上記①②のようなデータの構造や形式で公開するよう努める。
- ④ 具体的に採用すべきデータ構造やデータ形式については、「札幌市オープンデータ推進ガイドライン」に従う。
- ⑤ 委託・請負契約による成果物などは、あらかじめ仕様書等にオープンデータ化の可能性があることを規定し、上記①②のような構造・形式での成果物の提出を求めるよう努める。

また、データの生成・出力を行うシステムの構築・更新・改修等業務を委託する際は、上記①②のような構造・形式のデータの生成・出力が可能なものとするを業務仕様を含めるよう努める。

(2) 二次利用の原則

- ① 二次利用を制限する具体的かつ合理的根拠があるものを除き、原則二次利用を認める。二次利用の条件は、別途利用規約を定めて明示する。
- ② 原則、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY」を採用する。
- ③ 具体的かつ合理的根拠に基づき「CC BY」とは別の利用条件を適用して公開すべきデータがある場合は、当該利用条件及びこれを適用する根拠を明示する。
- ④ 明らかに著作物とならない情報は、二次利用の制限はないことを明示する。

(3) 第三者が権利を有する情報の取扱

- ① 本市が保有する情報のうち、第三者が著作権その他の権利を有する情報が含まれる情報のオープンデータ化に際し、その可否や範囲、利用条件の特定については、当該第三者の判断による。
- ② 上記①の場合においても、利用可能なデータの拡充のため、当該第三者との

調整を行い、合意・承諾を得るよう努める。

- ③ 市が公開は不相当と判断する場合、当該第三者の判断にかかわらず公開の範囲や利用条件、利用そのものの制限ができるものとする。

(4) その他

- ① 情報の時点や作成日、作成者などの付帯情報（メタデータ）も可能な限り提供する。また、メタデータ自体も二次利用が可能であることを明示する。

- ② 利用者によるデータ検索や札幌市によるデータ管理を容易にするため、データのカテゴリー化やタグ付け等の整理を進める。

また、国や他地方公共団体等との将来的な連携を見据え、既存の分類やタグ付け等を参考とし、共通性を確保するよう努める。

- ③ 免責事項を明示する。

4. オープンデータ推進のための取組

- (1) オープンデータの整備・拡充については、公開すべきデータの具体的な優先順位などを示しながら、計画的に進める。

- (2) オープンデータの活用事例の情報を提供するなど、民間におけるオープンデータ利活用を促進する取組を実施する。

- (3) データ公開の要望受付窓口の設置を検討するなど、民間のデータ活用ニーズを適切に把握するための取組を実施する。

- (4) 国や他の地方公共団体等のオープンデータ基盤や推進体制との連携を図るなど、他団体との連携によるオープンデータの推進・研究を行う。

附則

1. 施行期日

本方針は、平成 29年11月10日から施行する。

2. 改訂

本方針は、国の動向や技術発展などを踏まえ、随時改訂する。